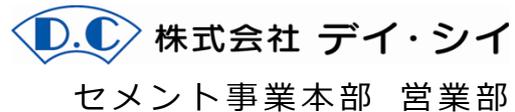


2023年12月1日

お取引先各位



政令及び省令改正とセメント製品の安全データシート（SDS）改訂のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日頃、御社におかれましては、安全データシート（以下、SDS）を活用し、安全作業や安全管理の維持に努められていることと存じます。

この度、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第265号）」及び「労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第108号）」に基づき、政府によるGHS分類上、ポルトランドセメントは「名称等を表示すべき危険物及び有害物」、「名称等を通知すべき危険物及び有害物」、「リスクアセスメントを実施すべき危険有害物」の対象ではなくなりました。

しかしながら、改訂前のSDSでも記載の通り、セメント製品には、「マンガン及びその無機化合物」が少量含まれているため、リスクアセスメント実施は必須事項でございます。弊社は、本製品のラベル表示、SDS提供を今まで通り継続いたしますので、同封の改訂版の安全データシート（SDS）もしくは下記方法にてご入手いただき、ご査収の上、御社内で引き続き、本製品を取扱う方々への安全作業に関する取組みを賜りたく存じます。

なお、上記政令及び省令に則り、SDS改訂の内容は以下の通りとなりますので宜しくお願い申し上げます。

今後とも弊社ならびに弊社製品を益々ご愛顧、お引き立て賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

【SDS改訂対象製品】

- ・セメント製品（ポルトランドセメントを使用する全製品）

【SDS改訂箇所】

第15項 適用法令 労働安全衛生法の「名称等を表示すべき危険物及び有害物」、「名称等を通知すべき危険物及び有害物」、「リスクアセスメントを実施すべき危険有害物」それぞれからポルトランドセメントを削除。

【安全データシート（SDS）入手方法】

12月1日以降、弊社ホームページ（<https://www.dccorp.jp/>）からダウンロードして頂きますようお願い申し上げます。ご不明点が御座いましたら、弊社営業部（044-223-4753）へお問合せください。

以上